

# 雇用就業対策に関する提言

雇用就業対策の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

## 1. 総合的な雇用対策について

(1) 持続可能で自立したまちづくりをしていくため、地域の実情に応じた雇用創出及び求職者支援等の雇用対策を充実するとともに、都市自治体が実施する雇用・就業対策について財政支援の充実を図ること。

特に、就職困難者の雇用や新規雇用の創出に取り組む企業や労働者の失業予防・雇用安定を図る企業に対する支援制度を拡充すること。

(2) 地方の中小企業の働き方改革について、周知・広報・相談対応を強化するとともに、長時間労働やハラスメント等の法令違反等が疑われる企業に対して適切な措置を講じること。

また、企業の生産性向上策及び賃金・待遇改善策に対する支援措置の拡充を図ること。

さらに、テレワークや時差出勤等の柔軟な働き方を一層推進し、従業員が休暇を取得しやすくなる環境整備に取り組む企業に対する支援措置を拡充すること。

## 2. 高齢者の雇用対策を充実すること。

また、シルバー人材センター事業について、十分な財政措置を講じるとともに、地域の実情を勘案した適正な事業運営のため、所要の措置を講じること。

## 3. 女性の雇用対策を充実すること。

4. 性別に関わりなく育児・介護・病気治療休業を取得しやすい環境を整備するとともに、取得により経済的不利益が生じることなく、キャリアを維持できるように、労働政策の抜本的な改革を進めること。

5. 外国人労働者が賃金の高い都市部に集中することがないように必要な措置を講じること。

また、外国人材の就労環境について、国において適正な体制整備を図るとともに、中小企業等及び都市自治体が行う外国人材の受入れ体制整備等に対する財政措置や総合的な支援策を講じること。

さらに、外国人技能実習制度の移行対象職種・作業の更なる拡充を図ること。

6. ふるさとハローワーク（地域職業相談室）について、廃止に係る基準を撤廃し、設置の継続を可能にすること。

7. 地域若者サポートステーション事業について、委託期間を複数年とすること。また、都市自治体が民間団体と連携して実施する支援事業について、十分な財政措置を講じること。

8. 公正な採用選考を図るための雇用主等への啓発・指導を一層強力に進めるとともに、公正採用選考人権啓発推進員制度の充実を図ること。

9. 新型コロナウイルス感染症関係

(1) 雇用調整助成金について、一層の周知を図るとともに、窓口相談体制の強化と手続きの簡素化及び速やかな交付を図ること。

また、支給上限額及び助成率を更に引き上げ、生産指標要件等の支給要件や支給限度日数を更に緩和するとともに、支給対象事業所を拡大すること。

(2) 企業の経済活動縮小等により解雇や雇止めをされた者を積極的に雇用した企業に対して助成金を支給するなど支援措置を講じること。

(3) 小学校休業等対応支援金について、支給額の引上げや対象期間の拡大等、支援内容の更なる拡充を図ること。